

一般社団法人ジャパンフットケア協会推薦 フットケア賠償補償制度

施設所有（管理）者賠償責任保険、生産物賠償責任保険、受託者賠償責任保険

拝啓 ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、会員の皆様がフットケア業務を行うにあたり、万が一、不慮の事故が発生した場合には、対外的な信用のみならず、経済的にも多額の出費を余儀なくされてしまうことがあります。このような事態に備え、一般社団法人ジャパンフットケア協会様は会員専用プランとして「フットケア賠償補償制度」を創設され、弊社が引受保険会社となっております。会員の皆様が安心して業務を行うための一助となるものですので、是非ご活用くださいますようお願い申し上げます。

敬具

保険期間

平成 27 年 6 月 1 日午後 4 時から平成 28 年 6 月 1 日午後 4 時まで

<本制度の特徴>

会員様のサロン等の施設や業務に起因する以下のような損害賠償リスクを補償します。

- ① 会員様の所有、使用もしくは管理しているサロン等の施設・設備・用具等の管理の不備により、第三者に身体障害・財物損壊を与えた。
- ② 会員様もしくは、会員様の従業員等の施術中のミスにより、第三者に身体障害、財物損壊を与えた。

店舗で販売されたフットケア用品等に問題があり、肌がかぶれてしまった等の事故についても補償します。なお、この補償制度で被保険者（補償の対象者）となれる方は一般社団法人ジャパンフットケア協会の会員の方のみです。サロン経営者、無店舗型を問わず加入いただけます。

1. フットケア業務によるお客様への賠償補償

【フットケア業務補償特約】

お支払いの対象となる事故

会員様がサロン※¹ 営業中に提供するサービス※²に起因※³して、お客様やその他の第三者の身体もしくは財物に損害を与え、法律上の損害賠償を負った場合に保険金をお支払いします。

※¹ 店舗の有無は問いません。

※² 提供するサービスとは・・・

角質ケア、ネイルケア、リフレクソロジー、インソール、アロマオイルトリートメント、巻き爪ケアのサービスとします。(医療行為に該当する施術は除く)

※³ サロンが提供するサービスに起因する事故とは・・・

サービス提供中またはサービス提供後でサロンを退出後48時間以内に発見または発症したサロンが提供するサービスに起因した事故といたします。

お支払いする主な事故・損害例

- ・ フットケアを行い誤ってお客様の肌を傷つけてしまった。
- ・ アロマオイルトリートメントをした際に、オイルが肌に合わずお客様の肌がかぶれてしまった。
※上記については施術行為と因果関係が明確な事故に限ります。

	補償項目	保険金額 (支払限度額)	自己負担金 (免責金額)
フットケア業務による賠償責任	対人賠償	1名 1,000万円限度 1事故 1,000万円限度	1事故につき 3万円

お支払いの対象にならない主な事故・損害

- ・ 外科的手術、医薬品もしくは医療用具の調剤、調整、鑑定、販売、授与または授与の指示に起因する損害賠償責任
- ・ 国家資格を必要とする法で認められた医業類似行為（指圧、はり、きゅうまたは柔道整復等）に起因する損害賠償責任
- ・ 足首テーピング業務に起因する損害賠償責任
- ・ フットケア業務の結果がお客様の望んだ結果にならなかったことによる損害。
- ・ 被害者との間に結んだ損害賠償に関する約定等により加重された損害賠償責任。 など

お支払いする保険金

(1) 法律上の賠償責任

① 身体事故の場合・・・治療費、通院費、慰謝料

② 財物事故の場合・・・修理費、再調達費用（被害財物の時価額限度）

(2) 被害者に対する応急手当、緊急処理費用

(3) 訴訟になった際の訴訟費用や弁護士費用 等



2. サロン店舗管理上の賠償補償

(施設所有管理者賠償責任保険)

お支払いの対象となる事故

サロンの施設の管理・業務（エステティック行為を除く）の遂行に起因し、お客様やその他の第三者の身体もしくは財物に損害を与え、法律上の賠償責任を負った場合に、保険金をお支払いします。

お支払いする主な事故・損害例

- ・ 窓際に置いてあった花瓶が落下して、お客様の洋服を汚してしまった。
- ・ サロン内の機材が倒れて、お客様がケガをした。
- ・ サロン内にて水が漏れ、階下のテナントに損害を与えてしまった。
- ・ 立て看板が転倒し、通行人がケガをした。
- ・ サロン内の機器につまずいて、お客様がケガをした。

	補償項目	保険金額 (支払限度額)	自己負担金 (免責金額)
施設賠償責任保険	対人賠償	1名 1億円限度 1事故 1億円限度	1万円
	対物賠償	1事故 1億円限度	1万円

お支払いの対象にならない主な事故・損害

- ・ 被害者との間に結んだ損害賠償に関する約定等により加重された損害賠償責任。
- ・ 従業員が業務中に被った身体障害に起因する損害賠償責任。
- ・ 地震、噴火、洪水、津波などの天災に起因する損害賠償責任。
- ・ サロン内の修理、改造、または取り壊し等に起因する損害賠償責任。
- ・ 昇降機の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任。
- ・ 動物の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任。
- ・ 屋根、窓、通風筒等から入る雨または雪等に起因する損害賠償責任。 など

お支払いする保険金

- (1) 法律上の賠償責任
 - ① 身体事故の場合・・・治療費、通院費、慰謝料
 - ② 財物事故の場合・・・修理費、再調達費用（被害財物の時価額限度）
- (2) 被害者に対する応急手当、緊急処理費用
- (3) 訴訟になった際の訴訟費用や弁護士費用 等



3. フットケア用品などの販売商品によるお客様への賠償事故

(生産物賠償責任保険)

お支払いの対象となる事故

サロンにて販売した商品に起因して、お客様やその他の第三者の身体もしくは財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合に、保険金をお支払いします。

お支払いする主な事故・損害例

- ・ サロンにて製造・販売した商品に問題があり、使用したお客様の肌が荒れてしまった。
- ・ フットケア用品販売時に使用方法を誤って説明したためにお客様の肌に湿疹ができた。

	補償項目	保険金額 (支払限度額)	自己負担金 (免責金額)
生産物賠償責任保険	対人賠償	1名 1億円限度 1事故/期間中 1億円限度	1万円
	対物賠償	1事故/期間中 1億円限度	1万円

お支払いの対象にならない主な事故・損害

- ・ 被害者との間に結んだ損害賠償に関する約定等により加重された損害賠償責任。
- ・ 従業員が業務中に被った身体障害に起因する損害賠償責任。
- ・ 地震、噴火、洪水、津波などの天災に起因する損害賠償責任。
- ・ 被保険者が法令に違反して生産、販売または提供した商品等に起因する損害賠償責任。
- ・ 販売した商品に回収措置が講じられた場合に要した費用。 など

お支払いする保険金

- (1) 法律上の賠償責任
 - ① 身体事故の場合・・・治療費、通院費、慰謝料
 - ② 財物事故の場合・・・修理費、再調達費用（被害財物の時価額限度）
- (2) 被害者に対する応急手当、緊急処理費用
- (3) 訴訟になった際の訴訟費用や弁護士費用 等



4. お客様の預かり品による賠償補償

(受託者賠償責任保険)

お支払いの対象となる事故

お客様からの一時的な預かり品を管理している間に、火災・盗難・紛失もしくは取り扱い上の不注意により損害を与えてしまったために、お客様に対して法律上の損害賠償責任を負った場合に、保険金をお支払いします。

お支払いする主な事故・損害例

- ・ お客様からお預かりしたコートを汚してしまった。
- ・ お客様からお預かりしたバッグを紛失してしまった。

	補償項目	保険金額 (支払限度額)	自己負担金 (免責金額)
受託者賠償責任保険	対物賠償	1事故/期間中 50万円限度	1事故につき 1万円

お支払いの対象にならない主な事故・損害

- ・ 被害者との間に結んだ損害賠償に関する約定等により加重された損害賠償責任。
- ・ 地震、噴火、洪水、津波などの天災に起因する損害賠償責任。
- ・ 従業員が行いもしくは加担した盗難に起因する損害賠償責任。
- ・ 預かり品の自然の消耗、性質、かしまたはねずみ喰い、虫喰いに起因する損害賠償責任。
- ・ クレジットカードやその他の預かり品の不正使用に起因する損害賠償責任。
- ・ 屋根、窓、通風筒等から入る雨または雪等に起因する損害賠償責任。
- ・ 損害額が証明できない現金、有価証券、印紙、貴金属等の預かり品の損害賠償責任。
- ・ 預かり品がお客様に引き渡された後に発見された預かり品の損害賠償責任。
- ・ 貨・紙幣、有価証券、証書、宝石、貴金属等の損壊、紛失または盗難に起因する損害賠償責任。 など

お支払いする保険金

- (1) 修理費、再調達費用（被害財物の時価額限度）などの法律上の損害賠償金。
- (2) 訴訟になった際の訴訟費用や弁護士費用 等



保険料について

本補償制度での保険料は確定保険料となります。(保険料確定特約付帯)

保険料確定特約：当該補償制度申し込みの際に「保険契約締結時において把握可能な直近の会計年度（1年間）における保険料算出の基礎の実績数値」に基づき算出した保険料を確定保険料とする特約です。

保険料は売上高等の数値に対する割合によって定まります。正確な保険料ご案内のためにも正しい数値の申告をお願いいたします。申し込みの際は、「保険契約締結時において把握可能な直近の会計年度（1年間）における保険料算出の基礎の実績数値」（決算書、青色申告等）の分かる資料の提出をお願いいたします。

年間保険料

売上	保険料	売上	保険料	売上	保険料
300万円	3,500円	2400万円	13,860円	4500万円	24,550円
400万円	3,500円	2500万円	14,750円	4600万円	25,440円
500万円	3,500円	2600万円	15,140円	4700万円	25,830円
600万円	3,840円	2700万円	15,530円	4800万円	26,220円
700万円	4,730円	2800万円	16,420円	4900万円	26,610円
800万円	5,120円	2900万円	16,810円	5000万円	27,000円
900万円	5,510円	3000万円	17,200円	5100万円	27,890円
1000万円	6,400円	3100万円	18,090円	5200万円	28,280円
1100万円	6,790円	3200万円	18,480円	5300万円	28,670円
1200万円	7,180円	3300万円	18,870円	5400万円	29,060円
1300万円	8,070円	3400万円	19,260円	5500万円	29,450円
1400万円	8,460円	3500万円	19,650円	5600万円	30,340円
1500万円	8,850円	3600万円	20,540円	5700万円	30,730円
1600万円	9,740円	3700万円	20,930円	5800万円	31,120円
1700万円	10,130円	3800万円	21,320円	5900万円	31,510円
1800万円	10,520円	3900万円	21,710円	6000万円	31,900円
1900万円	11,410円	4000万円	22,100円	6100万円	32,790円
2000万円	11,800円	4100万円	22,990円	6200万円	33,180円
2100万円	12,190円	4200万円	23,380円	6300万円	33,570円
2200万円	13,080円	4300万円	23,770円	6400万円	33,960円
2300万円	13,470円	4400万円	24,160円	6500万円	34,350円

※年間売上高が6,500万円を超える場合には、取扱い代理店まで保険料をお問い合わせください。

加入の流れについて

ご加入いただく場合には見積依頼書、加入依頼書フォームに必要事項記載の上、取扱代理店まで FAX をお願いします。ご加入いただく際の保険料払込については、下記口座にお振込みください。払込方法については、一時払いとなります。ご不明な点は取扱代理店までお問い合わせください。

<保険料払込口座>

みずほ銀行 雷門支店

普通口座：1025925

口座名義人：一般社団法人ジャパンフットケア協会

※保険料払込手数料はお振込み人さまご負担とさせていただきます。

本制度開始日は 2015 年 6 月 1 日です。

2015 年 5 月 25 日までに加入依頼書が取扱代理店に到着しており、申し込みと同時に上記口座に保険料をお振込みいただく必要があります。

期日以降の場合、補償開始日に変更が生じてしまい、お客さまが不利益を被る可能性があります。

本制度開始日から取扱代理店または引受保険会社が保険料を領収するまでに生じた事故については、保険金をお支払いいたしません。

中途加入の取り扱いについて

毎月 25 日までに申し込みいただいたお客さまは、申し込み日の属する月の翌月 1 日からの補償開始となります。中途加入の保険料については取扱代理店にお問い合わせください。

お申し込みの前に別紙重要事項説明書を必ずお読みください。



取扱代理店

株式会社 集成社

〒141-0022 東京都品川区東五反田 5-25-18

TEL : 03-3442-0411 FAX : 03-3442-0410

<http://www.dairitenhp.com/shuseisha/>

引受保険会社



エース損害保険株式会社 東京支店

〒141-8679 東京都品川区北品川 6-7-29

ガーデンシティ品川御殿山

Tel: 03-6364-7070 (代) <http://www.acegroup.com/jp>

L1411118